

# 東海第二発電所設置許可おける

建設部 建設業務課

東海第二発電所建設にあたり、前号まで3回にわたり発電所の概要、諸申請の概要、安全審査の状況、地元への設置に伴う説明状況について記載してまいりましたが、本号では昭和47年12月23日に東海第二発電所設置許可が正式におりましたので、前号までの記述と重なるところもあると思いますが申請から許可までの経緯を概説したいと思います。

昭和46年12月17日、電源開発調整審議会において東海第二発電所は、東電福島原子力発電所6号機増設とともに建設計画が決定され、これに基き同年12月21日両発電所は、内閣総理大臣あてに設置許可申請書を提出しました。

内閣総理大臣から諮問をうけた原子力委員会は下部機関である安全審査会に審査を委託し、昭和47年1月10日第98回原子炉安全専門審査会で、東海第二発電所を第84部会（部会長は都甲泰正・東大工学部教授）、福島6号機を第85部会（部会長は村主進・原研東海動力試験炉部長）で検討するとともに、両発電所は同型の原子炉であるため、炉関係については合同で審査をすることが決定されました。また両部会は通商産

業省原子力発電技術顧問会と合同で審査を行なうことも決定されました。

同年1月24日第1回安全審査が開かれてから10月23日の最終審査までに32回もの安全審査が開催され、機器および環境について詳細な審査が行なわれました。この間現地調査6回、事務局（科技庁規制課）に対する事前説明会7回などが行なわれています。

審査において機器関係で特に問題視されたのは、ECCS（非常用炉心冷却系）であり、要求された参考資料約110件の内ECCS関係は20余件におよんでいます。また環境関係では特に放射線能、周辺監視区域の設定ならびに監視方法について慎重な審査が行なわれました。すなわち今回の審査において放射線能については、1つの原子力発電所として取扱うのではなく、既設東海発電所はもちろん設置予定地点近傍の原子力施設（日本原子力研究所、動燃再処理工場）をも含めた重畳効果について審査、検討が行なわれたわけです。

なお最終審査前の10月11日、第106回原子炉安全専門審査会において、中間報告書がまとめられ「東海第二発電所の原子炉そのものについ

ては構造上とくに問題はないが、原子力施設間の放射線能の重畳効果についてなお一層の検討が必要である」旨の検討結果が報道機関によって伝えられ、その後は重畳効果問題と災害評価（hazard evaluation）について審査が行なわれました。

部会による安全審査は、10月23日で最終となり、以後大詰の段階に入りました。

まず、前々号の諸申請の概要にも記載いたしました、電気工作物変更許可申請書（供給関係変更許可申請も含む）の事前説明会が、通産省との間で10月23日開催され、主にこの申請書の補足説明資料としての環境報告書についての検討が行なわれました。（正式には、11月7日補足説明資料を通産省に提出）

同日および11月7日、84—85部会合同で最終報告書の検討が行なわれ、11月7日第107回原子炉安全専門審査会において福島6号機、伊方原子力発電所（四国電力）とならんで東海第二発電所の最終報告書（「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置に係る安全性について」）がまとめられ「安全は十分確保される」との結論が出されました。

一方、地元においては、東海第二発電所の設置にあたり、地元住民の方々の理解と協力を得るために、建設計画、安全性などについて数多くの説明を行なってきました。その一環として東海村の真崎、豊岡、白方、亀下地区の住民および村役場、学校関係者に対して、11月2日～6日まで5日間、説明会を開催いたしました。

また、東海村に対しては、村議会および原子

力問題特別委員会（以下原特委という）に説明を行ない、長期に亘って審査が行なわれてきました。さらに茨城県においても、設置にたいし知事の諮問機関である茨城県原子力審議会において9回にわたり慎重に審査が行なわれてきました。

原子炉安全専門審査会においては、最終報告書をまとめて原子力委員会に報告がなされたほか、審査会長（内田秀雄・東大工学部教授）、審査委員（浜田達二・理化学研究所）と事務局である科技庁児玉規制課長とにより、11月20日、21日の両日、県村の原子力問題特別委員会の審議会にたいし安全審査の経過および安全性について説明が行なわれました。県審議会では11月30日に「日本原子力発電株式会社東海第二発電所設置に対する地域としての対処策に関する答申書」をまとめ、知事に答申。原特委においては12月5日「日本原子力発電株式会社東海第二発電所設置に係る調査」の報告書をまとめ、村議会において可決されました。

原子炉安全専門審査会から報告をうけた原子力委員会は、11月21日、12月12日、12月22日と原子力委員会を開催し、地元の意向も考慮の上慎重に審査を重ね、22日「許可基準に適合している」として内閣総理大臣に答申書を提出、去る昭和47年12月23日正式に東海第二発電所の設置許可がおりました。

東海第二発電所は110万kWという大型炉であること、および最近の世論の動きを反映して、設置許可申請から許可がおりるまでまる1年を要しました。

## 東海第二発電所設置許可までの歩み

- 昭和46年12月17日 電源開発調整審議会において東海第二発電所建設計画が東京電力福島6号機増設とならんで決定される
- 昭和46年12月21日 内閣総理大臣あて原子炉設置許可申請書（電気工作物変更許可申請書、供給関係変更許可申請書）を提出
- 昭和47年1月10日 第98回審査会において東海第二発電所を第84部会、福島6号機を第85部会で検討することを決定される
- 昭和47年1月24日 第1回安全審査（A・B合同）で審査方針を検討
- 昭和47年1月27日 第1回電気工作物変更許可申請事前説明会
- 昭和47年5月12日 第101回審査会が開催され部会から審査状況が報告される
- 昭和47年9月11日 第105回審査会が開催され部会から審査状況が報告される
- 昭和47年10月3日 部会にて中間報告の検討
- 昭和47年10月6日 部会にて中間報告の検討
- 昭和47年10月11日 第106回審査会において中間報告書作成
- 昭和47年10月23日 第32回安全審査 この審査が最終審査
- 1月24日第1回安全審査が開かれてから、10月23日の最終審査までの間に開催された安全審査は、A・Bグループ6回、Aグループ15回、Bグループ11回、現地調査6回、また事前説明会は7回開催されています。

- 昭和47年10月23日 部会で最終報告書を検討
- 昭和47年11月2～6日 地元説明会（真崎、白方、豊岡、亀下地区、村役場、学校関係者）
- 昭和47年11月7日 電気工作物変更許可申請書補足説明資料（環境報告書）通産省に提出
- 昭和47年11月7日 部会で最終報告書を検討
- 昭和47年11月15日 設置許可申請書一部訂正申請書を提出
- 昭和47年11月17日 第107回審査会にて福島6号機、伊方発電所と共に東海第二発電所も審査会を通過
- 昭和47年11月20～21日 審査会から審査内容について県の審議会、村の原特委に説明
- 昭和47年11月21日 原子力委員会開催（福島6号機、伊方発電所は委員会通過）
- 昭和47年11月22日 第2回電気工作物変更許可申請事前説明会（対通産省）
- 昭和47年11月30日 県審議会にて答申書作成
- 昭和47年12月1日 村の原特委にて報告書の検討
- 昭和47年12月5日 村の原特委にて報告書作成
- 昭和47年12月5日 村議会にて原特委の作成した報告書採決
- 昭和47年12月5日 原子力委員会開催（東海第二発電所について）
- 昭和47年12月12日 原子力委員会開催（同右）
- 昭和47年12月21日 岩上茨城県知事が科学技術庁長官を訪れ地元の意向を説明
- 昭和47年12月22日 原子力委員会を開催、東海第二発電所設置許可に対する答申書を内閣総理大臣に提出
- 昭和47年12月23日 内閣総理大臣より設置許可おける